仕　様　書

1　件　　名　　矢切放課後児童クラブ空調機備品の購入

2　規　　格　　矢切放課後児童クラブ
　　・　　ア　タイプ　　天井吊形ペア空調機
　　数　　量　　イ　能　力　　冷房能力 14.0kW　暖房能力 16.0kW　ウ
　　電　源　　三相　200V
　　エ　参考型式　SZRH160C（ダイキン工業株式会社製）
　　オ　数　量　　1 組

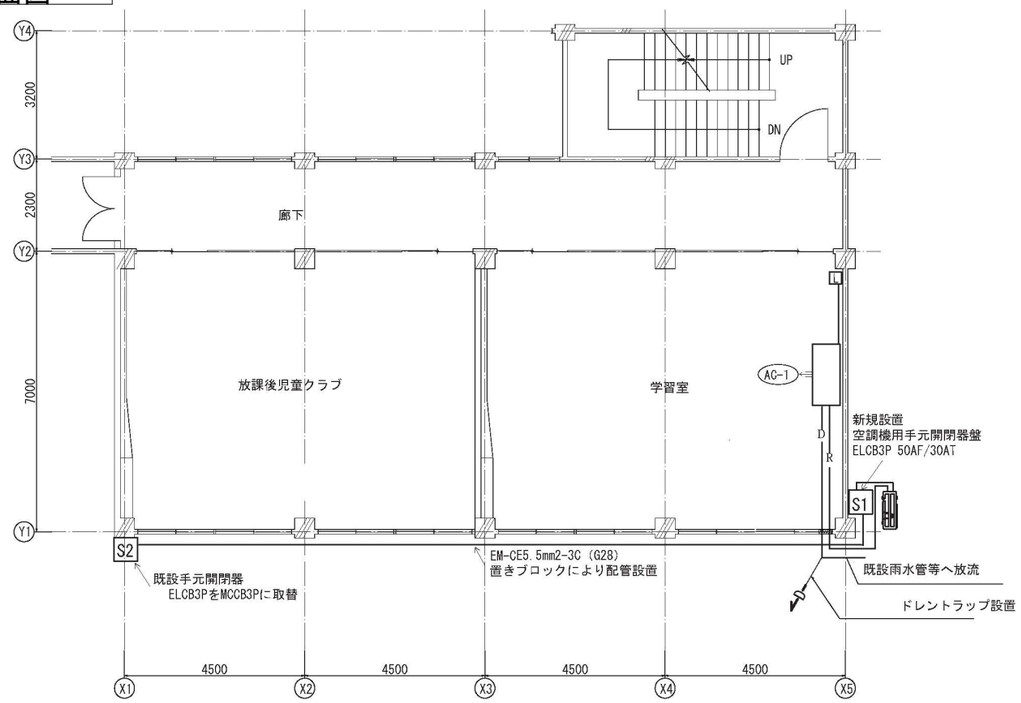
3　納入場所　矢切放課後児童クラブ分室（松戸市中矢切 540 番地）
　　※松戸市立矢切小学校　3 階　学習室

4　履行期限　令和 9 年 3 月 31 日（水）

5　設置場所　別紙図面参照

6　そ の 他　グリーン購入法の判断基準に適合している商品であること。
　　なお、参考型式以外の製品を納入する場合は、事前に同等品確認書を提出し、承認を受けること。
　※留意事項　・その他は別紙「空気調和設備納入に係る注意事項」による。
　　・作業日時は、学校及び放課後児童クラブの運営に支障のないよう、関係機関と調整の上、決定すること。
　　・空調機の納入及び設置にかかる配電盤の改修、配線敷設、試運転調整等の一切の費用及び既存機器の処分に要する費用を含むこと。
　　・受注者は、納入及び設置作業に先立ち、必要に応じて現地の状況を確認し、設置場所、搬入経路、電源設備及び配線経路等を十分に把握した上で作業を実施すること。
　　・作業に当たっては、安全管理を徹底し、児童、学校関係者及び施設利用者等の安全確保に十分配慮すること。また、施設及び既存設備等を損傷しないよう十分注意し、万一損傷を与えた場合は、受注者の責任と負担において速やかに原状回復すること。
　　・設置完了後は、試運転及び動作確認を実施し、正常に運転することを確認した上で引き渡すこと。
　　・本契約の履行に当たっては、関係法令を遵守し、適正に実施すること。
　　・納入時には、保証書及び取扱説明書等の必要書類を提出すること。
　　・本仕様書及び別紙資料の内容に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、速やかに発注者と協議すること。

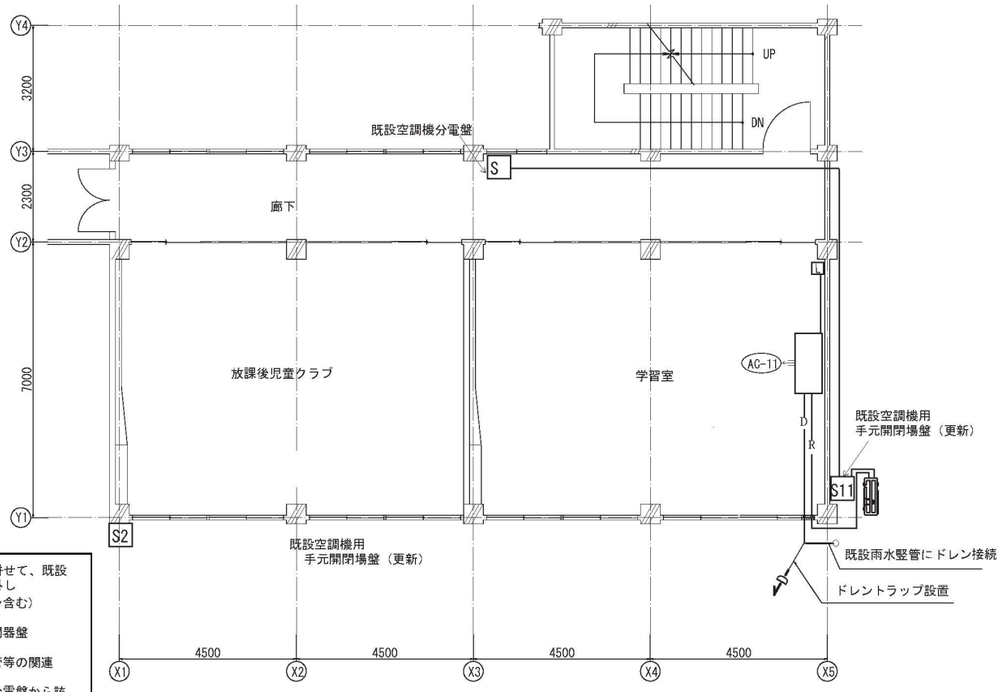
新設平面図



3階平面図

新規配線敷設時等屋外作業の際には安全管理を徹底し、充分な安全対策を講じること。

既設平面図



■空調機の設置に併せて、既設機器の撤去取り外し
- 室内機（リモコン含む）
- 室外機
- 空調機用手元開閉器盤
- 電線及び電線管
- ドレン管・冷媒管等の関連する配管類
- 学習室前廊下の分電盤から該当空調機の配線の取り外し。

3階平面図

事　業　概　要

1．3階放課後児童クラブ分室に図示のとおり空気調和設備を設置する。

凡　例

記　号	名　称	仕　様　・　材　質　・　規　格
——R——	冷媒管	断熱材被覆銅管 φ9.5×φ15.9
——D——	ドレン管	屋内：保温材内封形　φ20 屋外：カラーVP　φ20
L	リモコン	メタルモール スイッチボックス(2個用・浅型)共
—— L ——	リモコン線	EM-HP 0.9mm-2C(MA)
	貫通処理	アルミパネル貫通、補修

機　器　表(新設)

記号	名　称	設　置　場　所	規格　・　仕様	電　源	数　量	圧縮機出力	備　考
AC-1	パッケージ形 空気調和機	放課後児童クラブ　分室 3階　学習室	天井吊型　ペア 冷房能力14.0kW 暖房能力16.0kW ワイヤードリモコン　R32 室内外機固定ブロック	3相 200V	1	3.08kW	SZRH160C

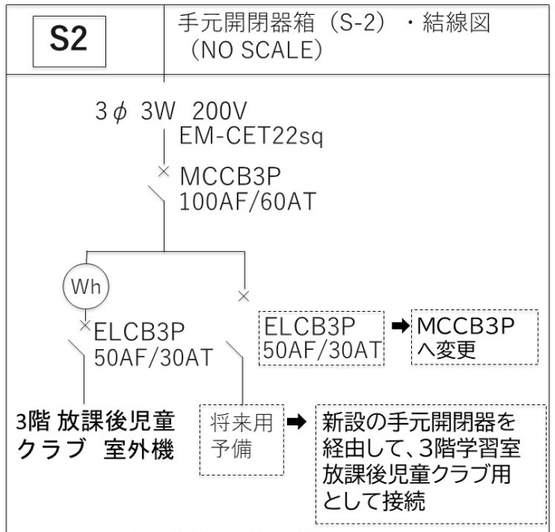
＜特記＞　室内外機間の連結線は冷媒管共巻きとし、使用するメーカーの仕様に準ずること。

機　器　表(撤去)

記号	名　称	設　置　場　所	規格　・　仕様	電　源	数　量	圧縮機出力	備　考
AC-11	パッケージ形 空気調和機	放課後児童クラブ　分室 3階　学習室	天井吊型　ペア 冷房能力7.1kW 暖房能力8.0kW ワイヤードリモコン　R32 室内外機固定ブロック	単相 200V	1	ー	PCZ-ZRMP80SKV

既設手元開閉器結線図

S2　手元開閉器箱（S-2）・結線図（NO SCALE）

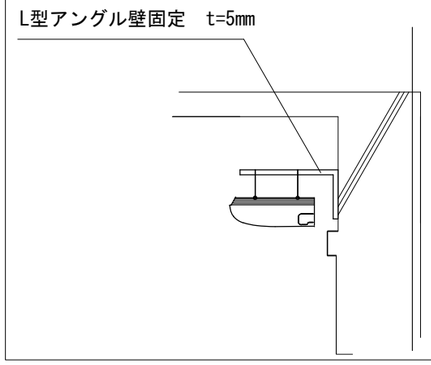


キャビネット仕様

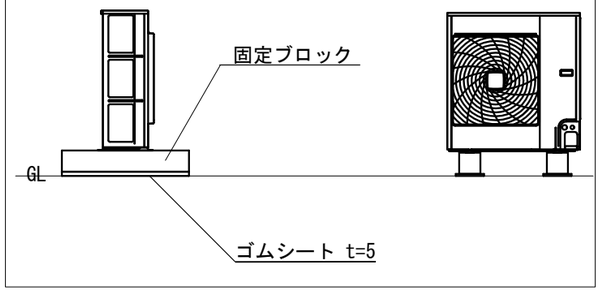
形式	屋外用
ボディ	SUS304　t1.5
ドアー	SUS304　t1.5
取付基盤	鉄製塗装
ハンドル	No.200
カラー	クリーム 7.5Y9/1（相当色）

※漏電遮断器は高調波・サージ対応型とする。

室内機設置要領



室外機設置要領



空気調和設備納入に係る注意事項

別　紙

仕様書記載の納入場所に納入する際、受注者は、「空気調和設備納入に係る注意事項」（以下「本注意事項」という。）を基に実施するものであり、その際に疑義等が生じた場合、受注者は速やかに発注者にその旨を報告し、誠意をもって善処方協議をすること。なお、本注意事項に記載のない事項が生じた場合。また、法令等により当然に行わなければならないとき。若しくは、発注者が必要と認めたものについては、受注者は契約金額の範囲内でこれを速やかに行わなければならない。

第１　空気調和設備機器の納入及びこれに伴う配管等に関すること。

１　受注者は、本注意事項を遵守し、空気調和設備の納入及び必要な配管類に関する一切を行う。

２　使用材料について

（１）空気調和設備

ア　室外機　仕様書に準ずる。

イ　室内機　仕様書に準ずる。

（２）配管類

ア　冷媒配管

断熱材被覆銅管

原則断熱厚：液管 10㎜ 以上・ガス管 20㎜以上

イ　ドレン管

硬質塩化ビニル管（屋内配管は保温措置のこと）

３　機材納入について

（１）室内機

ア　室内が有効に冷暖房される位置を考慮し、施設管理者と十分な協議の上決定すること。

イ　天井材（下地材）及び天井スラブへの固定はせず、梁等強度上十分な箇所に取付け金物を介して堅固に固定すること。

（２）室外機

ア　納入場所は、周囲の安全を考慮すると共に、ショートサーキットが起こらない位置とすること。

イ　壁掛け固定又は上階スラブから吊り固定する場合は、専用の取付け金物（鋼製溶融亜鉛めっき仕上げ）を用いること。

ウ　壁掛けの場合は、室外機の転倒防止の措置を講じること。

エ　床置きの場合､専用の固定ブロックや据付架台(溶融亜鉛めっき仕上げ)を用いること。

オ　架台選定に際しては、地震や台風による転倒がないものとすること。

４　配管類納入について

（１）冷媒配管

ア　配管の支持材

冷媒配管を屋外に配管する場合の支持金物は､鋼製溶融亜鉛めっき仕上げ又はステンレス製のものを用いること。

イ　支持間隔

1.5m 以下とすること。

ウ　断熱材被覆銅管の配管外装

屋内で居室に露出する場合は、合成樹脂製カバー取付けとし、倉庫・機械室内に露出の場合は、非粘着テープ巻き仕上げとする。

屋外露出の場合は、ラッキング（溶融アルミニウム亜鉛鉄板巻き）又は屋外用樹脂ケースにて管の保護を行うこと。なお、外装内部に、雨水等の侵入を防止するための措置を必ず講ずること。

エ　冷媒配管完了後、設計圧力以上の圧力で気密試験を行い、24 時間放置し、漏れのないことを確認すること。完了後に実施すべき試験調整を行い、これらの結果について書面をもって　発注者に報告すること。

（２）ドレン管

ア　配管完了後、通水試験を行い、漏れ等のないことを確認すること。漏れ等を発見した際は、直ちに補修すること。

イ　支持間隔

１m 以下とすること。

５　配管ルートについて

（１）原則

屋内の冷媒配管等は、動線や作業を考慮して計画し、施工すること。

また、天井材（下地共）及び天井スラブに決して固定してはならず、梁など強度上、十分な箇所に固定すること。

（２）内外配管貫通について

ア　建具部を貫通する場合

冷媒管等が欄間等の建具を貫通する場合、ガラスをポリカーボネート板（耐火等建築物の要求がなく、貫通する建具に延焼のおそれがない場合に限る。）又はアルミパネル板に交換すること。その際は、貫通箇所に隙間が生じない措置を講ずること。

イ　外壁等を貫通場合

冷媒管の配管に伴い、梁、柱の貫通及び欠損は厳に禁ずる他、次のとおりとする。

（ア）貫通部にＶＵ又はＶＰ（硬質塩化ビニル管等）製のさや管を設け、屋外に向かって水勾配をとること。

（イ）雨水浸入防止の為、さや管が外壁の外側と接する部分は、その周囲をコーキングにて十分に止水を図ること。

（ウ）防火区画の貫通箇所は国土交通大臣認定の施工方法とし、箇所ごとに認定シールを貼付すること。

６　既設撤去処分について

（１）機器

業務用冷暖房機の処分は、廃棄物処理法を遵守し、適正に処分を行うこと。

ルームエアコン等は、家電リサイクル法に則り、適正に処分すること。

（２）フロンガスについて

フロン排出抑制法を遵守し、適切に回収し処分すること。

（３）既設配管について

冷媒管はすべて撤去のこと。

ドレン管は、特記ない限り撤去のこと。

第２　空気調和設備の搬入に伴う電気設備に関すること。

１　電源

（１）既設手元開閉器盤から室外機までの配管、配線を行う。

（２）手元開閉器盤及び室外機への電線管接続は、２種金属可とう電線管を使用する。

２　配管・配線

使用するケーブルは､原則としてエコケーブルを使用するものとし､その他､次のとおりとする。

（１）連絡線

冷媒管に共巻きとし､断熱被覆材の断面積を著しく損なわない程度に粘着テープにて連絡線を固定すること。

（２）リモコン用の配線

メーカー仕様に準じた配線とし、配管はメタルモール、メタルボックス（２個用）を使用すること。

３　その他

受注者は、空気調和設備納入に際し適用される法令、条例等を遵守する。諸官庁への手続きが必要な場合は、発注者に報告すること。

第３　全校共通注意事項

１　学校の天井裏にはアスベストがある可能性があるため､原則天井ボードはいじらないように、施工してください。

第４　その他留意事項

１　令和３年４月１日より施行された大気汚染防止法の改正法令を遵守すること。